

子育て情報コーナー

子育て相談

子育てで相談窓口をご存じですか？

子育てのごで悩んだり、ちょっとしたアドバイスがほしいときなどにご利用ください。

- 家庭児童相談室
 - 子育て相談
 - 子育て電話相談
- ※詳しくは、下段の各種無料相談を参照ください。

わんぱる(だいらら児童館)

☎999-0321

時午前9時～午後5時

1月の休館日…1日(土)～3日(月)、5日(水)、12日(水)、19日(水)、26日(水)

*1月の主な予定 21日(金) 午前10時～11時=タッチケア(寝返りをまだしない乳児対象、要予約先着6組)▼27日(木) 午前10時～午後1時=子育て相談(要予約)

(幼児向けイベント)

▼13日(木) 午前10時30分～正午=のびのびサロン(身体測定、栄養相談)▼18日(火) 午前10時30分～正午=鬼のお面作り

(小学生向けイベント)

・チャレンジランキング(毎日)=なわとび

子育てひろば

1月の予定

名称	やわた(さくらんぼ)☎998-7421	はちじょう☎997-8767	楽習館☎995-3035	ゆまにて☎995-9222
場所	保健センター1階	八幡公民館2階ちびっこコミュニティルーム	やしお生涯楽習館2階	ゆまにて2階和室
日時(年末・年始、祝日を除く)	月・水・木	火～金	月・水・木・金	火～金
主な事業	身体測定	6日(木)	14日(金)	21日(金)
	講習など	13日(木) 午前11時～正午 ファミリーサポートセンターにて	20日(木) 午前11時～正午 栄養相談	14日(金) 午前10時～11時 タッチケア(要予約)

*1月1日～3日は各ひろばはお休みです。
*1月の休館日:はちじょう 4日(火)・11日(火)
*タッチケア(生後2カ月以上で寝返りをまだしない乳児対象)の申し込みは、12月15日(水)から楽習館子育てひろば窓口へ(電話申込不可)先着6組
*各ひろばへ車でのご来場はできるだけご遠慮ください。

悪質商法の二次被害にご注意ください

【事例】6年前に資格取得用教材の電話勧誘があり、最初は断っていたが、何回もしつこく勧誘され、結局契約してしまいました。しかし、教材は買ったものの、勉強する意欲が続かずそのまま放置していた。最近になって「資格を取るまでは自動継続になっている」と電話があり、更なる教材の購入を勧誘された。断ると、「途中でやめるには手数料40万円が必要だ」と言われ、その後も執拗に電話があり困っている。

二次被害とは、事例のように、一度被害に遭った人に対して、既に支払いが完了しているにも関わらず、「以前の契約が継続中です」などと言って勧誘する手口による被害です。更新料や退会手数料などを不当に請求したり、新たな契約を勧誘したり

するもので、中には10年以上も前の契約にこじつけて勧誘してくるケースもあります。過去に「資格講座」などの契約をした消費者がターゲットになる事例が多く見受けられます。これらは過去の契約などの個人情報報を悪用し、全く根拠がないのに、あなたも支払い義務があるかのよう、消費者の不安をあおるもので、そのほとんどが自宅や職場への長時間あるいは複数回の執拗な電話勧誘によるものです。悪質業者にとって新たに勧誘するよりも、一度契約した消費者を狙って勧誘した方がだましやすいのと、過去に契約した人の名簿がいわゆる「カモリスト」として業者間で流通していることなどが、二次被害のトラブルが増加する要因といわれています。

【消費者へのアドバイス】
①悪質業者は、以前の契約から数年経ち、消費者の記憶が薄れかかったころを見計らって勧誘の電話をします。電話がかかっても業者の話をお聞きせず手短かに電話を切るようにしましょう。
②以前の契約の支払いを完済していれば、資格を取ったかどうかに関わらずその契約は終わったことになり、業者の言葉に惑わされず、きっぱりと断りましょう。
③業者を信用して、または勧誘を断りきれずに、不要な契約を結んでしまった場合でも、電話勧誘による契約は契約書の受領日を含めて8日以内であればクーリング・オフができます。不要な契約を結んでお悩みの方は、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

☎336、県消費生活支援センター春日部☎048・734・0999

法律相談

法律上の諸問題についての相談(弁護士が相談)※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約

☎毎週金曜日 午後1時20分～4時
場市民相談室
定8人(事前予約制)

広聴広報課☎373

くらしの相談

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについて相談

☎1月12日(水) 午後1時30分～3時30分
場市民相談室

広聴広報課☎373

多重債務相談

借金やクレジット問題についての相談(弁護士が相談)

☎1月13日(木)・27日(木) 午後1時20分～4時20分
場市民相談室
定6人(事前予約制)

商工観光課☎336

1月 各種無料相談

☎996-2111

★法律相談の予約方法は、☎電話のみとなります。12/29(水)～1/3(月)は、いずれの相談もお休みです。

行政書士相談

官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談

☎1月17日(月) 午後1時～4時
場市民相談室

広聴広報課☎373

税理士相談

相続税など税金全般についての相談

☎1月6日(木) 午後1時～4時
場市民相談室

広聴広報課☎373

女性相談

女性が抱えるさまざまな悩み(DV、セクハラ、人間関係など)についての相談(女性相談員が相談)

☎毎週水曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時
場市役所駅前出張所内相談室
定5人(事前予約制)

人権・男女共同参画課☎811

こころの健康相談

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が相談)

☎1月17日(月) 午後1時～2時30分
場保健センター
定2人(事前予約制)

健康増進課☎995-3381～3

内職相談

内職の求人、求職のあっせんについての相談

☎毎週火曜日(祝日は除く) 午前10時～正午 午後1時～3時30分
場市民相談室

商工観光課☎274

消費生活相談

悪質商法などのトラブルや消費生活全般についての相談

☎毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前10時～正午 午後1時～4時
場消費生活相談室

商工観光課☎336

人権相談

プライバシーの侵害など基本的な人権についての相談(人権擁護委員が相談)

☎1月13日(木) 午後1時～4時
場第3会議室

人権・男女共同参画課☎811

若年者就職相談

若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが相談)

☎1月16日(日) 午前10時～午後4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定4人(事前予約制)

ゆまにて☎996-0123

心配ごと相談

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談

☎1月5日(水)・19日(水) 午後1時～4時(電話相談可)
場身体障害者福祉センターやすらぎ

社会福祉協議会☎998-7616

教育相談

児童・生徒の言動や教育についての相談

☎毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時
場教育相談所

教育相談所☎995-0077

家庭児童相談

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談

☎毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時
場家庭児童相談室

子育て支援課☎472

子育て相談

子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが相談)

☎1月27日(木) 午前10時～午後1時
場だいらら児童館わんぱる
定6人(事前予約制)

わんぱる☎999-0321

子育て電話相談

子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が相談)

☎毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後3時

中央保育所☎998-7711

休日・夜間納税相談

市税・国民健康保険税の納付についての相談

☎1月30日(日) 午前9時～午後4時 毎週木曜日(祝日は除く) 午後5時15分～7時
場納税課

納税課☎330

不動産相談

マンションおよび不動産取引全般についての相談

☎1月11日(火) 午後1時～4時
場市役所駅前出張所内相談室

広聴広報課☎373